

事務連絡
令和5年5月8日

都道府県
各 指定都市 放課後児童健全育成事業主管部（局） 御中
中核市

こども家庭庁成育局成育環境課

放課後児童クラブ等において新型コロナウイルス感染症が発生し臨時休所等になった場合の報告の廃止について

平素より、子ども・子育て支援の推進にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。放課後児童クラブ等において新型コロナウイルス陽性者が発生したことによって休所した場合については、事務連絡「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について(第二報)」(令和2年2月25日)等にて、御連絡いただくようお願いしてきたところです。

一方、現在の新型コロナウイルス感染症対策は新たな行動制限を行わず、感染拡大防止対策と社会経済活動の両立を図ることを基本的な考え方としており、放課後児童クラブについても原則開所することをお願いしていることから、臨時休所等を行うことを国から要請することは想定されない状況となっていること、また、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。）上の5類感染症に位置づけられることになったことから、本事務連絡発出日をもって、放課後児童クラブ等の休所状況に関する報告は廃止といたします。

本内容について御了知いただくとともに、各都道府県におかれましては、管内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）に周知していただきますようお願いいたします。

【問い合わせ先】

(放課後児童クラブについて)

こども家庭庁成育局成育環境課健全育成係

TEL : 03-6861-0303

seiikukankyou.kenzen@cfa.go.jp

(利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、子育て援助活動支援事業について)

こども家庭庁成育局成育環境課子育て支援係

TEL : 03-6861-0519

seiikukankyou.kosodate@cfa.go.jp